

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【公表番号】特表2008-534724(P2008-534724A)

【公表日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2008-034

【出願番号】特願2008-503474(P2008-503474)

【国際特許分類】

C 08 F 10/02 (2006.01)

C 08 F 4/654 (2006.01)

【F I】

C 08 F 10/02

C 08 F 4/654

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月9日(2009.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エチレン単独又はエチレンとオレフィン $C_{H_2} = C H R$ (式中、Rは水素若しくは1~12個の炭素原子を有するヒドロカルビル基である)との混合物を、下記の触媒系の共存下で重合させることを含む結晶性エチレン(コ)ポリマーの製造法であって、当該触媒系は

(a) Ti、Mg、ハロゲン、OR^I基(式中、R^IはC₁~C₁₂炭化水素基、場合により、ヘテロ原子を含有してもよい)を含む固体触媒成分及び

(b) 助触媒としてアルミニウムアルキル化合物を含み、

OR^I/Tiモル比が少なくとも0.5、チタンの量が当該固体触媒成分の総重量に関して、5重量%よりも高く、発明の詳細な説明に示す条件で記録したSS-NMRのパターンにおいて、範囲60~75(ppm)に最大を示す1以上のシグナル(A)及び範囲78~108(ppm)で最大を示すシグナルBを示し、比率I^A/I^B(ここで、I^Aが範囲60~75ppmの最大を示すシグナルの積分値であり、I^Bが範囲78~108ppmで最大を示すシグナルの積分値である)が0.8よりも高くなるような値である、前記結晶性エチレン(コ)ポリマーの製造法。

【請求項2】

OR^I/Tiモル比が1よりも大きい、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

エチレン単独又はエチレンとオレフィン $C_{H_2} = C H R$ (式中、Rは水素若しくは1~12個の炭素原子を有するヒドロカルビル基である)との混合物を、下記の触媒系の共存下で重合させることを含む結晶性エチレン(コ)ポリマーの製造法であって、当該触媒系は

(a) Ti、Mg、ハロゲン、OR^I基(式中、R^IはC₁~C₁₂炭化水素基、場合により、ヘテロ原子を含有してもよい)を含む固体触媒成分及び

(b) 助触媒としてアルミニウムアルキル化合物を含み、

OR^I/Tiモル比が少なくとも0.5、チタンの量が当該固体触媒成分の総重量に関して、4重量%よりも高く、前記固体触媒成分が少なくともTi-C1結合を有するチタン

化合物を式 $MgCl_n(O R^I)_{2-n}$ (式中、n は 0 . 5 ~ 1 . 5 であり、 R^I は上記と同じ意義である) の触媒前駆体と反応させることにより得られる、前記結晶性エチレン(コ)ポリマーの製造法。

【請求項 4】

触媒前駆体とチタン化合物とを反応させることにより得られ、チタンと触媒前駆体の $O R^I$ との間のモル比が 4 よりも高いような量で使用され、反応温度が 100 よりも低い、請求項 3 に記載の方法。